

■教育における著作権に関するアンケート

教育のICT化に伴い、教育活動における著作物の取り扱いについて、「授業目的公衆送信補償金制度」の会員専門学校の対応状況について調査した。

●調査時期 令和3年8月30日～令和3年9月10日

●回答数 32件(回答学校数 11校)

●回答率 15.7%

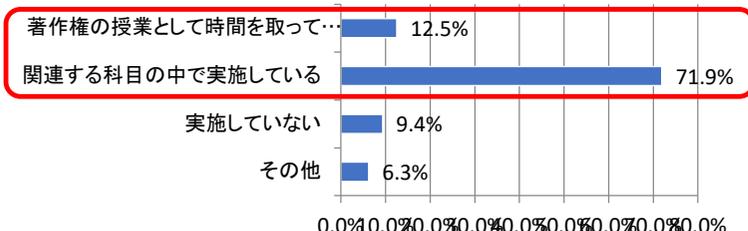
●授業目的公衆送信補償金制度の利用について

・本調査では、約7割が制度を「理解している」、「知っている」と回答、約3割は「内容が不明」、「知らない」と回答した。

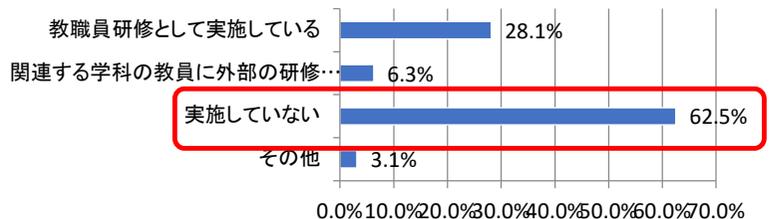
・約5割が補償金を支払って授業目的公衆送信補償金制度を利用している

●著作権の教育について

■学生に対する著作権教育について



■教員に対する著作権の研修について



学生に対する著作権教育は、約8割が何ら形で実施している、一方で教員に対する著作権の研修は6割が実施していない状態である

●授業目的公衆送信補償金制度について

・2018年5月の法改正で創設された制度。(2020年4月28日施行)

・公衆送信の著作物利用について補償金制度で著作権者の許諾を得ずに著作物の利用が可能となった。オンデマンド授業などで利用する場合、無許諾で著作物の使用可能となった代わりに補償金の支払いが必要になった。

■授業での著作物の利用について

・本調査では、著作物の使用について、12ケースの実施の有無を質問した。

- ◆著作物の使用が法律改正以前から教育利用できるケース 2問
- ◆授業目的公衆送信補償金制度利用で認められるケース 6問
- ◆教育利用が法律改正後も認められないケース 4問

「認められないケース」等を実施していると回答した学校があり、著作物の利用および法律の理解と制度の利用について再点検が必要であると思われる。

■課題

※法律や制度が正しく理解されていない。
理解していないと思われる記述コメント

- ・今後リモート授業も広がる中で、授業のために著作物を使用するのは問題ないのか？
- ・ビジュアル作品の一部切抜き、著書物の一部抜粋などの可否、ルールがわかっていない
- ・著作権の侵害にあたる行為についての知識が曖昧で、授業準備の際に調査して使用する時間的余裕もなくとにかく引用、情報元を明記して使用していることもあるのが実情である。
- ・遠隔授業の際、テキストの電子データの使用ができない
- ・著作物の利用について、リモート授業(リアルタイム)・対面授業・オンデマンド授業で取扱いが異なるのか？

・授業設計において、教科書を参考にする場合が多いため、引用における線引きを含めた著作権制度を学ぶことができる機会が欲しいが、現状はない。